



2022年11月18日

各位

会社名 株式会社デコルテ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 小林 健一郎
(コード番号：7372 東証グロース)
問合せ先 取締役管理部ゼネラル・マネージャー 新井 賢二
(TEL. 0797-38-3692)

株主提案権行使に係る書面の受領および当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、株主1名より、2022年12月22日開催予定の第6回定時株主総会における株主提案権行使に係る書面（以下「株主提案書」といいます）を受領していましたが、本日開催の取締役会において、当該株主提案書に記載された提案（以下「本株主提案」といいます）について審議のうえ、本株主提案に対して反対することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名：前田 朋己（以下「提案株主」といいます）

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

- ① 取締役1名選任の件
- ② 自己株式取得の件

(2) 議案の内容および提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載の通りです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主様から提出された本株主提案に係る書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

議題① 取締役1名選任の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対します。

(2) 反対の理由

当社は、2022年12月開催の定時株主総会において、会社提案の取締役選任議案として取締役候補者8名の選任を上程する予定です。

この議案が承認可決された場合の株主総会後の取締役会の体制は、社内取締役5名、社外取締役3名となり、3分の1以上が社外取締役となる見込みです。取締役

会における社外取締役の比率は現体制より高まることとなり、モニタリング機能が強化されることで客観性、公平性が担保され、より一層のコーポレートガバナンスの機能強化を図る体制が構築できると考えています。

また、当社が提案する各取締役候補者は、当社の経営における重要な各分野、およびそれぞれ多様な専門分野における高い知見と経験を有しています。社内取締役候補者 5 名はいずれも当社の株式を保有し、株主としての視点も有しながら企業価値の向上に取り組んでいます。

当社の取締役会は、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会が、当社の株主の皆様の利益に資する企業価値の向上と、客観性、公平性が確保されたコーポレートガバナンス体制の実現および監督機能や実務能力の発揮のために最適な体制であると考えています。

これらのことから、提案株主を取締役に選任する理由はないと判断しています。

なお、委員の過半数を独立社外取締役により構成している当社の任意の指名・報酬委員会においても、本株主提案に対して反対の意見が表明されています。

よって、当社取締役会は本議案に反対します。

議題② 自己株式取得の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対します。

(2) 反対の理由

当社は、有価証券報告書等にも記載していますとおり、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識していますが、当面は内部留保を確保しつつ、事業規模の拡大や収益力の強化のために優先的に投資することが、将来における企業価値の最大化と、持続的な利益還元につながると考えています。

2022年11月4日付で開示している2022年9月期決算及び中期経営計画説明資料に記載していますとおり、23年9月期はフォトウエディングサービスで3店舗、アニバーサリーフォトサービスで6店舗の新規出店を計画し、将来の成長に向けた投資を加速する年度と位置付けています。一方で、為替・金利等を含む経済情勢や、新型コロナウイルス感染症の動向は依然として不透明であり、不測の事態に備えるため一定の資金を保持しておくことが必要とも考えています。このような状況下において、新たな借入により自己株式の取得を実施することは、当社が進めてきた財務バランス改善の停滞や金利負担の増加を招き、将来的な成長の妨げになる可能性があると考えています。

また、提案株主の考える、自己株式を利用した株式報酬については当社においても議論を行っていますが、実施する場合は当社が2022年9月末時点で保有している571,939株の自己株式で十分に対応可能であると考えています。

なお、株価については、重要な経営指標の一つと考えています。2022年9月期のように事業計画外の余剰金が発生した場合、その用途については当社取締役会において足元の経営環境、財務状況、投資計画などを総合的に判断し、自己株式の取得を含めた利益還元策も選択肢の一つとして検討するよう考えています。

よって、当社取締役会は本議案に反対します。

以 上

本株主提案の内容

会社法第三百三条に基づき、下記提案する。

記

【提案する議題】

- (1) 取締役1名選任の件
- (2) 自己株式の取得の件

1. 取締役1名選任の件

候補者：前田 朋己（まえだ ともき）（1980年4月30日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年3月 立命館大学政策科学部卒業

2003年4月 フューチャーベンチャーキャピタル(株)入社

2006年11月 メディスンプラス(株)社外取締役

2008年9月 SBI インベストメント(株) 入社

2011年4月 兵庫県議会議員3期(現任)

2018年10月 合同会社カタリスト代表社員（現任）

所有する当社株式数

52,400株

候補者とした理由：

候補者はベンチャーキャピタリストとして多くのベンチャー投資や経営会議に参画し、個人投資家として20年の経験値を有するなど投資家として豊富な知見を有しています。また、県議会議員として11年以上の行政監視・監督、ベンチャー企業の社外取締役の経験からガバナンスに対する多様な見識を有しています。

当社の現取締役は素晴らしい陣容です。

しかし、社外取締役の一部を株主提案で選任することは、モニタリング機能を強化し、社外取締役の「形式から実質へ深化」、一般株主の代弁者として必要だと考えています。

小林取締役以外は自社株をほとんど保有しておらず、株主目線で経営がなされるか？というエージェンシー問題への懸念があります。

従って、指名・報酬委員会は取締役報酬を固定及び業績連動報酬だけでなく、株式報酬の割合を増加させ、企業価値と報酬の連動性を高め、株主と企業価値の共有を図るべきです。

2. 自己株式の取得の件

議題の要領：

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 300 日以内に、当社普通株式を株式総数 100,000 株、取得価額 100 百万円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第 461 条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

提案の趣旨：

上場間もない企業には配当・自社株買いではなく、本業投資で業績を成長させ、長期的な株価上昇による株主還元を基本的に求めています。

しかし、当社は 2021 年 6 月に公募価格 1720 円で上場後、PER は約 9 倍、時価総額 72 億円と公募価格を下回り低迷しています。中計では 2024 年 9 月期の当期利益 946 百万円、継続事業営業利益成長率 26.9%としており、最低 PER20 倍、時価総額 189 億円、2 年で 2.6 倍のリターンが期待できます。

本提案は単なる株主還元ではなく、低い市場評価を安価で一株利益を向上させるチャンスと捉えた、攻めの自社株買いです。自己株式の一部は役職員向け株式報酬として活用し、事業成長・時価総額上昇の果実を共に分かち合って欲しいと考えています。

本業の安定したキャッシュフローを考慮すると、成長投資は調達コストの低い融資で賄い、財務レバレッジを高めても自社株買いをする価値は高いと考えます。

以 上